

年 組 名前:

問1

文中の「こうした情報」とは、  
どういう情報ですか。  
抜き書きしてください。

.....  
.....  
.....

問2

問1の情報による被害を  
救済するため、  
①何という法律が、  
②何年に制定されましたか。

①法律の名称

.....  
.....

②制定された年

.....年.....

問3

インターネットを利用する  
上で、あなたはどんなことに  
注意する必要があると  
思いますか。

.....  
.....  
.....

日本国憲法を変えようと、  
自民党を中心に議論が続い  
ています。そもそも憲法とは、  
どんな法なのでしょう。憲  
法の内容や仕組みは…。くわ  
しく知って、その役割につい  
て考えてみましょう。(共  
同通信編集委員 竹田昌弘)

憲法  
知って考えよう

ネット上の名誉毀損

今回からインターネットと「表  
現の自由」です。コンピュータ  
をたがいに接続することによつて、  
同じ情報を世界中で共有できる  
インターネットでは、だれもが情  
報の発信者になれます。  
しかし匿名で発信された情報の  
中には、他人の名誉を傷つけたり、  
個人情報をごさしたりするものが  
少なくありません。  
そこで「表現の自由」を尊重し  
つつ、こうした情報による被害の  
救済を図るため、2001年に「プ  
ロバイダー（ネット接続業者）責  
任制限法」が制定されました。  
匿名のネット情報による名誉毀  
損など、権利を侵害されたことが明  
らかな被害者は、情報の発信者に

## 発信者特定へ法律制定

損害賠償を求めため、この法律に  
基づき、サイト運営会社などに発信  
者のIPアドレス（ネット上の住  
所）を開示するよう請求できます。  
IPアドレスの開示後は、プロバ  
イダーに発信者の氏名や実際の住  
所などの開示を求めます。  
ただ発信者が開示を拒み、被害者  
は裁判を起さなければならぬケ  
ースがほとんどで、大きな負担とな  
っています。  
テレビ番組に出演していた女性  
プロレスラーが会員制交流サイト  
（SNS）に誹謗中傷を書きこま  
れ、亡くなったことなどから、去年  
4月に発信者を特定しやすくする改  
正法が成立。今年秋ごろまでに施行  
されます。

(2022年1月27日付 山梨日日新聞 週刊こぴっと7面)

教育目的以外の無断転載 複製および頒布は禁止します  
Copyright © 2022 山梨日日新聞社 THE YAMANASHI NICHINICHI SHIMBUN.